平成３０年（フ）第４０１号
広島市中区幟町３番57―506号
債務者　堀　　雄一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
広島県三原市中之町５丁目１番３―504号
債務者　向井　好美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第６４号
山口県下関市武久町１丁目38番14号
債務者　横沢佐代子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
山口県下関市上田中町８丁目18番Ｒ21―307号　市営白雲台住宅
債務者　吉屋　祐輝
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
徳島県徳島市中昭和町３丁目17番地の１、旧住所徳島県徳島市住吉３丁目８番41―308号　ロイヤルハイツ大島
債務者　小原　一晃
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
愛媛県四国中央市上柏町1733番地の１
債務者　西川　里沙
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４９号
愛媛県西条市小松町大頭甲360番地１
債務者　水安美世子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第３３号
愛媛県今治市衣干町４丁目６番１号　服藤住宅、前住所愛媛県今治市風早町２丁目２番地26、前々住所愛媛県今治市北鳥生町１丁目４番８号　市営団地306号
債務者　髙井正二郎
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第３４号
愛媛県今治市衣干町４丁目６番１号　服藤住宅、前住所愛媛県今治市風早町２丁目２番地26、前々住所愛媛県今治市北鳥生町１丁目４番８号　市営団地306号
債務者　髙井イワ子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１３８号
宮崎市恒久南２丁目９番地11　ＪＨＣマンション103号、前住所宮崎市月見ケ丘１丁目18番７－２号
債務者　青山　礼奈
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４６号
北海道小樽市最上１丁目25番10号　テルもがみ10号室、前住所北海道小樽市奥沢４丁目23番115号　テレパレス小樽奥沢
債務者　大島　裕子（旧姓諏訪・金野）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第４１号
長野県飯田市鼎一色551番地（信濃寮）
債務者　岡田　逸夫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第１０号
島根県益田市横田町1777番地１（511）、前住所島根県益田市横田町967番地
債務者　小寺　高江
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第１１２号
大分市上野丘西24番19号
債務者　渡邉　理恵
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６２号
大分市大字羽屋37番地の４（サンファミール豊府202）
債務者　木許　明治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係